[事案 2020-311] 遡及解約請求

- 令和 3 年 6 月 25 日 和解成立
- ※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

解約請求書を提出した日に遡って解約することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年11月に契約した米ドル建養老保険について、令和2年3月に解約請求書を提出したが、被保険者の実在性の確認ができていないこと等を理由に、解約手続を保留され、同年5月に解約がなされた結果、解約返戻金が減少した。しかし、以下の理由により、解約請求書を提出した令和2年3月を解約日として、解約返戻金の差額を支払ってほしい。

- (1)解約返戻金は、被保険者ではなく契約者に返金されるもので、マネーロンダリングの観点からは、被保険者に関する本人確認は不要である。
- (2)被保険者である従業員は、すでにリストラをしていて本人確認書類の提出は困難であり、保険会社の対応は、解約を阻止する行為と受け取れる。

<保険会社の主張>

解約請求書が提出された令和 2 年 3 月に解約の効力が発生した取扱いとし、減少分の解約 返戻金の支払いに応じる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを 妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をも って手続を終了した。